令和９年度

償却資産（固定資産税）申告の手引き

市税につきましては、日頃からご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
償却資産を所有されている方には、地方税法により毎年賦課期日（1 月 1 日）現在の所有資産について、申告が義務付けられています。
つきましては、この「申告の手引き」に基づいて、申告書等を作成のうえ、ご提出くださるようお願いします。
なお、一般方式による申告方法で、既に本市に償却資産の登録がある方には、現在登録されている資産の一覧を同封しておりますので、併せてご確認ください。

１　提出期限　　令和９年２月１日（月）

※　期限近くになると窓口が大変混雑しますので、1 月 20 日（水）頃までに提出していただきますよう、ご協力をお願いします。
※　なるべく、郵送又は電子申告（エルタックス）での提出をお願いします。

２　提出書類　　償却資産申告書、種類別明細書

（詳しくは 6～7 ページをご参照ください）

※ 初めて申告書を提出される方は、税務署に提出された減価償却資産内訳・明細書（写）、または減価償却費の計算書（写）の添付をお願いします。

３　提出先　　長崎市資産税課　償却資産係（4 階）

〒850-8685　長崎市魚の町 4 番 1 号
資産税課直通　（095）829-1131

※ 郵送提出の場合、受付の「控」が必要な方は、切手を貼った返信用封筒を必ず同封してください。

４　お知らせ

長崎市のホームページ（市税のページ）から「申告の手引き」、「償却資産申告書」等をダウンロードできます。
長崎市　償却資産　で検索してください。

申告書等ダウンロード

長　崎　市

《目　　次》

1　償却資産とは

（１）償却資産とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
（２）償却資産の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
（３）建物附属設備の償却資産と家屋の区分・・・・・・・・・・・・・・・ 2

2　償却資産の申告について

（１）申告していただく方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
（２）申告の対象となる資産・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
（３）申告の必要がない資産・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
（４）国税との主な違い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
（５）業種別の主な償却資産と耐用年数（例）・・・・・・・・・・・・・・・5

3　提出書類について

（１）一般方式（１年間の増加資産と減少資産のみを申告するもの）・・ 6
（２）企業電算処理方式（毎年、全資産を申告するもの）・・・・・・・ 7
（３）留意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

4　税額等について

（１）評価額の算出方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
（２）税額の算出方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
（３）免税点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
（４）納期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

5　非課税及び課税標準の特例等

（１）非課税となる資産・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
（２）課税標準の特例が適用される資産・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
（３）減免・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

6　実地調査協力のお願い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

7　申告書等の記載方法

（１）償却資産申告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
（２）明細書（増加資産・全資産用）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
（３）明細書（減少資産用）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

8　その他

課税標準の特例を受ける償却資産　・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

1　償却資産とは

（1）償却資産とは

会社や個人で工場や商店などを経営している方、駐車場やアパートなどを貸し付けている方、農業、漁業等を営んでいる方が、その事業のために用いている構築物、機械及び装置、工具・器具及び備品等の固定資産を償却資産といい、土地・家屋と同じように固定資産税が課税されます。

（2）償却資産の種類

償却資産を種類ごとに例示しますと、次のとおりです。

資産の種類		資産の具体例（主なものを例示）
1 構築物	構築物	舗装路面（駐車場舗装）、庭園、門・塀・擁壁・石垣・緑化施設等の外構工事、広告塔、プレハブ式事務所、倉庫、ビニールハウスなど家屋と区別されるもの、その他土地に定着した土木設備
	建物附属設備	受・変電設備、予備電源設備、その他建築設備、内装･内部造作 （次ページ「(3) 建物附属設備の償却資産と家屋の区分」をご参照ください。）
2 機械及び装置		各種製造設備等の機械装置、クレーン等建設機械、農業用機械装置、駐車場の機械装置、太陽光発電設備
3 船舶		一般船舶、作業船、漁船、遊漁船、ボート
4 航空機		飛行機、ヘリコプター、グライダー
5 車両及び運搬具		動力運搬車、大型特殊自動車（分類番号：0、00～09、000～099、9、90～99、900～999） （例）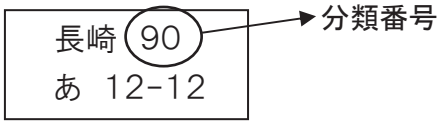 ※自動車税、軽自動車税の課税対象となる乗用車、トラック等は対象外です。 注）次の要件を１つでも満たす場合は、大型特殊自動車となります。 ①農耕作業用自動車…最高速度 35km/h 以上のもの （例）農耕トラクタ、田植機、農業用薬剤散布車　など ②農耕作業用自動車以外のもの （例）ロード・ローラ、ホイール・クレーン、ショベル・ローダ、フォーク・リフト、タイヤ・ドーザ　など ア　最高速度 15km/h を超えるもの イ　自動車の長さが 4.7 メートルを超えるもの ウ　自動車の幅が 1.7 メートルを超えるもの エ　自動車の高さが 2.8 メートルを超えるもの （[道路運送車両法施行規則第２条別表第一]をご参照ください） ※上記の基準に満たないものは小型特殊自動車に該当し、軽自動車税の課税対象です。
6 工具、器具及び備品		測定・検査工具、医療機器、厨房用機器、理美容機器、パソコン、エアコン、家具、カーテン、陳列ケース、広告看板、自動販売機、電話機、生物（観賞用、興業用に供する生物に限る）

（３）建物附属設備の償却資産と家屋の区分

この表は通常設備について一般的に区分したものです。特定の生産又は業務用の設備等については、取り扱いが異なる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

設備の区分		償却資産とするもの	家屋に含めるもの
内装・造作		賃借人等が施工したもの（「家屋に含めるもの」に記載された設備等も含む。）	所有者が施工したもの
電気設備	受・変電設備	変圧器並びに附属する配管及び配線一式、工業用変送電設備	
	予備電源設備	発電設備、蓄電池設備	
	中央監視設備	監視制御盤、センサー、配管、配線	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備	左記以外の設備
	電灯照明設備	屋外照明設備、ネオンサイン、スポットライト	屋内照明設備
	電力引込設備	引込工事	
	電話設備	電話機、交換機、電源装置	配管、配線
	放送設備	マイクロホン、アンプ、スピーカー、出力制御盤	配管、配線
	監視カメラ設備	受像機、カメラ	配管、配線
	電気時計設備	時計、配電盤	配管、配線
	共同聴視設備		全て
	ナースコール設備		全て
ガス設備		屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備	屋内配管
給排水設備	水源	井戸、屋外設備	
	給水設備	屋外設備、引込工事、ばっき装置、ろ過装置	左記以外の設備
	排水設備	屋外設備、引込工事、下水道除害施設	左記以外の設備
衛生設備		事業用流し類	
給湯設備	局所給湯設備	瞬間湯沸器、貯湯式給湯器、ボイラー、貯湯槽	配管、ユニットバス等用給湯器
	中央給湯設備	ソーラー式集熱器	左記以外の設備
防災設備	火災報知設備	住宅用火災警報器、屋外設備	自動火災報知設備一式
	消火設備	消火器、避難器具、ガスボンベ、屋外消火栓設備	左記以外の設備
	避雷設備		全て
換気設備		特定の生産又は業務用設備	左記以外の設備
空調設備		ルームエアコン、特定の生産又は業務用設備	左記以外の設備
運搬設備		特定の生産又は業務用の設備	左記以外の設備
厨房設備		顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテル等）、寮・病院・社員食堂等の厨房設備	
その他設備		広告塔、看板、簡易間仕切、機械式駐車設備、カーテン、ブラインド、ＬＡＮ設備（インターネット配線、Ｗｉ－Ｆｉ設備等）	
外構工事		舗装路面（駐車場舗装）、門、塀、擁壁、石垣等の土木設備又は工作物	

２　償却資産の申告について

（１）申告していただく方

令和９年１月１日現在、長崎市内に償却資産を所有している法人や個人の方で、次に掲げる方も含みます。

ア　償却資産を他に賃貸している方
イ　所有権移転外リースの場合、償却資産を所有している貸主の方
ウ　所有権移転リースの場合、原則として償却資産を使用している借主の方
エ　割賦販売の場合等、所有権が売主に留保されている償却資産は原則として買主の方
オ　償却資産の所有者がわからない場合、使用されている方
カ　償却資産を共有されている方

（２）申告の対象となる資産

令和９年１月１日現在事業の用に供することができる資産で、次に掲げる資産も含みます。

ア　建設仮勘定で経理されている資産、簿外資産及び償却済資産であっても、令和９年１月１日現在において事業の用に供しているもの
イ　遊休又は未稼働の資産であっても、令和９年１月１日現在において事業の用に供することができるもの
ウ　改良費（資本的支出：新たな資産の取得とみなし、本体とは区別して取扱います。）
エ　福利厚生の用に供するもの
オ　使用可能な期間が１年未満又は取得価額が10万円未満の償却資産であっても、固定資産に関する帳簿等に計上されているもの
カ　租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしているもの
※少額減価償却資産も申告の対象です。
キ　賃借人等（テナント）が施工した内装、造作、建築設備等の資産
※賃借人等（テナント）が償却資産として申告することになります。
（地方税法第343条第10項、長崎市税条例第32条第８項）

（３）申告の必要がない資産

ア　無形固定資産（鉱業権、漁業権、特許権、営業権、ソフトウェア等）
イ　車両及び運搬具のうち、自動車税の課税対象となる自動車並びに軽自動車税の課税対象となる原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車
ウ　平成10年４月１日以後開始の事業年度に取得した償却資産で、
・　耐用年数が１年未満または取得価額が10万円未満の償却資産について、税務会計上固定資産として計上していないもの（一時に損金算入しているもの）
・　取得価額が20万円未満の償却資産を、税務会計上３年で一括償却しているもの

（４）国税との主な違い

項　　目	固定資産税の取り扱い	国 税 の 取 り 扱 い
償 却 計 算 の 期 間	暦年（賦課期日制度）	法人：事業年度 個人：暦年
減 価 償 却 の 方 法	固定資産評価基準に定められた減価率 （法人税法等の「旧定率法」と同様）	一般の資産は 定率法・定額法の選択制度
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
圧 縮 記 帳 の 制 度	認められません **圧縮前の取得価額を申告してください**	認められます
特別償却・割増償却 （租税特別措置法）	認められません	認められます
増　加　償　却 （所得税・法人税）	認められます（届出書の写しが必要）	認められます
陳腐化資産の一時償却 （所得税・法人税）	認められます（届出書の写しが必要）	認められます
少額減価償却資産の 即　時　償　却※	認められません	認められます
評 価 額 の 最 低 限 度	取得価額の 100 分の 5	備忘価額（1 円）
改　　良　　費	区　分　評　価 （改良を加えられた資産と改良費を 区分して評価します）	原則区分評価

※租税特別措置法で、中小企業者等が平成 18 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの間に取得し使用する、**取得価額 40 万円未満(R8.3.31 までに取得のものは 30 万円未満)の減価償却資産（少額減価償却資産）については**、当該取得の年度で合計額 300 万円まで必要経費に計上または損金算入することができますが、**固定資産税（償却資産）では課税対象資産となります。**

（５）業種別の主な償却資産と耐用年数（例）　※（　）内は標準的な耐用年数

業種名	主な償却資産
共　　通	駐車場等舗装路面[コンクリート敷・レンガ敷(15)、アスファルト敷(10)]、緑化施設及び庭園(20)、門・塀[コンクリート造(15)、石造(35)、金属造(10)]、受・変電設備(15)、簡易間仕切(3)、パソコン[サーバー用を除くもの(4)、その他(5)]、コピー機(5)、エアコン(6)、テレビ(5)、冷蔵庫(6)、レジスター(5)、看板・ネオンサイン(3)、太陽光発電装置(17)など
小売・飲食業	陳列棚・ケース[冷凍機付き又は冷蔵機付き(6)、その他(8)]、冷凍冷蔵庫(6)、厨房用具(5)、接客業用テーブル・椅子(5)、自動販売機(5)など
不動産賃貸・駐車場業	受・変電設備(15)、駐車場舗装(15又は10)、屋外給排水設備(15)、屋外灯(10)、機械式駐車場のターンテーブル及び機器部分(10)、フェンス(10)など
理容・美容業	理美容椅子(5)、洗面設備(5)、サインポール(3)など
農業・水産業	ビニールハウス[骨格部分が金属造(14)、木造(5)、その他(8)]、脱穀機(7)、コンバイン(7)、トラクター(7)、いけす・漁網(3)など
医　　療　　業	医療機器（Ｘ線装置、心電計等）(6)、歯科診療用ユニット(7)、ＡＥＤ(4)など
建　　設　　業	ポータブル発電機(6)、ブルドーザー(6)、パワーショベル(6)、フォーク・リフト(4)など
クリーニング業	洗濯機(13)、脱水機(13)、乾燥機(13)、プレス機(13)など

【例：賃貸用住宅を建てられた場合の主な償却資産】

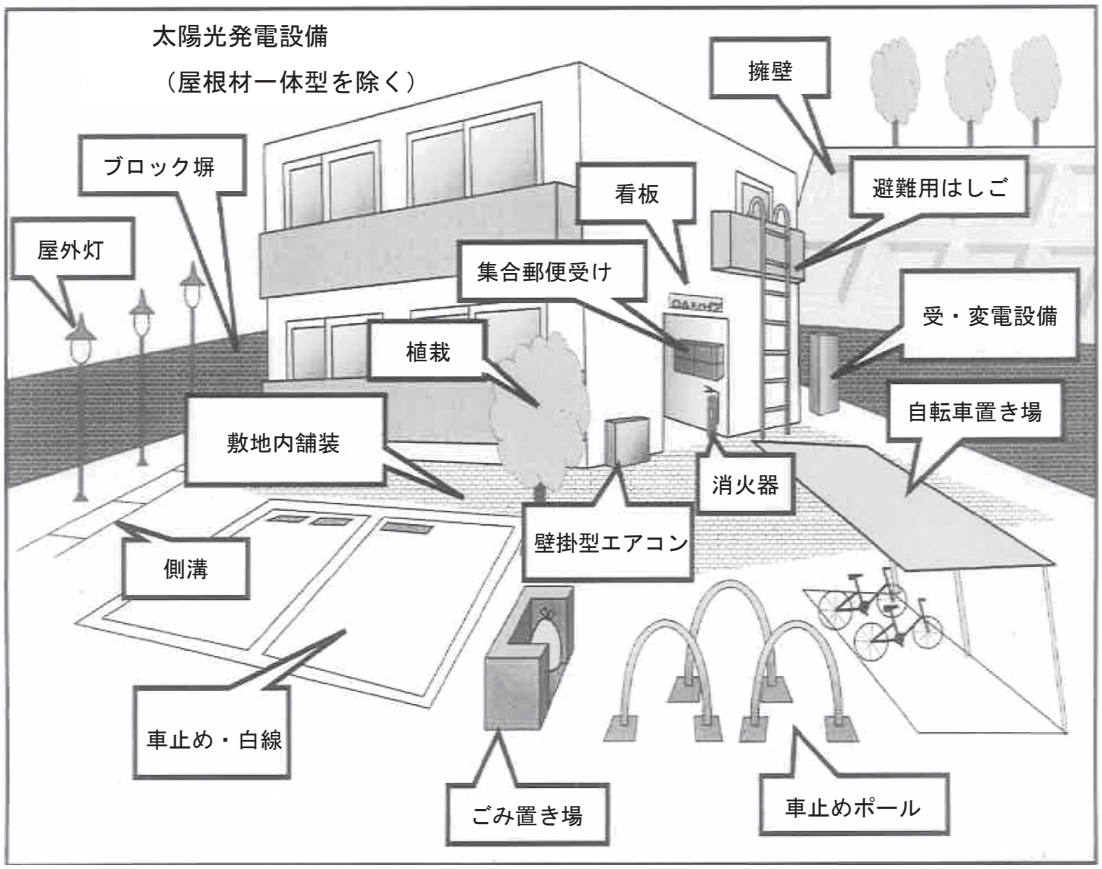

3　提出書類について

所定の用紙でのご申告の他、電子申告（エルタックス）による受付を行っています。

eLTAX（エルタックス）とは

市税の手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムのことです。エルタックスは地方公共団体で組織する「地方税共同機構」が運営を行っています。

事業所や自宅などからインターネットにより手続きができ、混雑する窓口への持参、郵送の手間がかかりません。電子申告の専用ソフト「ＰＣｄｅｓｋ」を利用してスムーズに申告書が作成できます。

詳しい内容や手続きについては、地方税共同機構ホームページ（https://www.lta.go.jp/）でご確認なさるか、**地方税共同機構　電話　０５７０－０８１４５９**（◆受付時間：９時から１７時まで◆土曜、日曜、祝日及び年末年始を除く）へお問い合わせください。

（１）一般方式（1 年間の増加資産と減少資産のみを申告するもの）

提出していただく書類

申告内容	提出書類			備考（長崎市内の償却資産について）
	申告書	種類別明細書		
		増加資産・全資産用	減少資産用	
増加した資産がある方	○	○	×	種類別明細書（増加資産・全資産用）に、増加した資産を記入してください。
減少した資産がある方	○	×	○	種類別明細書（減少資産用）に、減少した資産を記入してください。
増加・減少資産の両方ともある方	○	○	○	種類別明細書（増加資産・全資産用）、種類別明細書（減少資産用）それぞれに、増加・減少した資産を記入してください。
資産の増減がない方	○	×	×	申告書「18 備考」欄の「2 昨年の申告資産に増減なし」に○をつけてください。
廃業・転出された方	○	×	×	申告書「18 備考」欄の「4 廃業・解散・転出等」に○をつけ、その年月日を記入してください。
該当する資産がない方	○	×	×	申告書「18 備考」欄の「3 該当する資産なし」に○をつけてください。

ア　令和 8 年 1 月 2 日以後に新たに事業を開始された方、全資産申告をお願いした方は「増加した資産がある方」の欄をご参照ください。

イ　初めて申告書を提出される方は、税務署に提出された減価償却資産内訳・明細書（写）または、減価償却費の計算書（写）の添付をお願いします。

ウ　住所や社名等の変更があった場合は、備考欄に変更前の住所、社名等を記入してください。

エ　エルタックスによる電子申告の場合も、必ず増加、減少の種類別明細書をご提出ください。

（２）企業電算処理方式（毎年、全資産を申告するもの）

提出していただく書類

申　告　内　容	提　出　書　類			備　　考 （長崎市内の償却資産について）
	申告書	種類別明細書		
		増加資産・全資産用	減少資産用	
該当する資産がある方	○	○	×	種類別明細書（増加資産・全資産用）に、所有している償却資産をすべて記入してください。

ア　全国的に統一された様式により、申告してください。
　ただし、独自の様式で申告される場合は、次の事項に留意してください。
(1)　全国的に統一された様式による記載項目の全てを記載すること。
(2)　全資産について、固定資産税にかかる償却資産の評価方法による評価計算を行うこと。
(3)　課税標準の特例の適用がある場合には、その特例の率及び課税標準額を記載した様式であること。
(4)　種類別明細書は、種類ごとに区分して作成し、その合計額を記載すること。
(5)　資本的支出にかかる改良費については、新たな資産の取得とみなし本体と区分して評価計算を行うこと。
(6)　評価計算上の償却可能限度額は、取得価額または資本的支出の 95%までとすること。

イ　リース会社が電算処理により毎年全資産申告をされる場合、種類別明細書について、主に次のような例外が認められています。
(1)　行数の増加（50 行）
(2)　「賃借人名（使用者名）」の項目を設けて記載すること。
(3)　「課税標準の特例」「増加事由」の項目の抹消。ただし、「摘要欄」に記号で表示し、欄外に記号の説明をつけること。

※　新たに企業電算処理方式により全資産申告をされる方は、事前にご相談ください。

（３）留意点

正当な理由がなく申告をされなかった場合は、長崎市税条例第 47 条の規定により過料を科せられるほか、地方税法第 368 条の規定により不足税額に加えて延滞金を徴収されることがあります。また、虚偽の申告をされますと地方税法第 385 条の規定により罰金等を科せられることがあります。

なお、平成 18 年度から地方税法第 354 条の 2 の規定により国税資料の閲覧が可能となりましたので、申告をされなかった場合、最終的にはその資料に基づき推計課税を行う場合があります。

4　税額等について

（1）評価額の算出方法

①　資産を1件ずつ計算し、資産の評価額を算出します。

②　資産の取得時期、取得価額及び耐用年数から算出します。

ア　前年中に取得のもの … 取得価額×前年中取得のものの減価残存率＝評価額

イ　前年前に取得のもの … 前年度評価額×前年前取得のものの減価残存率＝評価額

毎年この方法により計算し評価額が取得価額の5%になるまで償却します。
評価額が取得価額の5%未満になる場合は5%でとどめます。

《減価残存率表》

耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率	
	前年中取得のもの（1－ｒ/2）	前年前取得のもの（1－ｒ）		前年中取得のもの（1－ｒ/2）	前年前取得のもの（1－ｒ）		前年中取得のもの（1－ｒ/2）	前年前取得のもの（1－ｒ）
－			11	0.905	0.811	21	0.948	0.896
2	0.658	0.316	12	0.912	0.825	22	0.950	0.901
3	0.732	0.464	13	0.919	0.838	23	0.952	0.905
4	0.781	0.562	14	0.924	0.848	24	0.954	0.908
5	0.815	0.631	15	0.929	0.858	25	0.956	0.912
6	0.840	0.681	16	0.933	0.866	30	0.963	0.926
7	0.860	0.720	17	0.936	0.873	35	0.968	0.936
8	0.875	0.750	18	0.940	0.880	40	0.972	0.944
9	0.887	0.774	19	0.943	0.886	45	0.975	0.950
10	0.897	0.794	20	0.945	0.891	50	0.977	0.955

※　ｒとは、当該償却資産の耐用年数に応ずる減価率です。

〔例〕取得価額250,000円、取得時期 令和8年6月、耐用年数4年の場合

上記 減価残存率表より、◆前年中取得のものの減価残存率　…　0.781

◆前年前取得のものの減価残存率　…　0.562

・R9年度の評価額　250,000円×0.781 ＝195,250円

・R10年度　〃　195,250円×0.562 ＝109,730円

・R11年度　〃　109,730円×0.562 ＝ 61,668円

・R12年度　〃　61,668円×0.562 ＝ 34,657円

・R13年度　〃　34,657円×0.562 ＝ 19,477円

・R14年度　〃　19,477円×0.562 ＝ 10,946円 ＜ 12,500円

※ 令和14年度で評価額が取得価額の5%（12,500円）より小さくなるので、以降は当該資産が除却となるまで12,500円で評価されます。

（2）税額の算出方法

税額	＝	課税標準額※	×	税率（0.014）
（100円未満切り捨て）		（1,000円未満切り捨て）		

※課税標準額とは、令和9年1月1日現在の償却資産の評価額の合計です。

（３）免税点

課税標準額が 180 万円未満の場合は、課税されません。

※令和 9 年度課税から、免税点が課税標準額 150 万円から 180 万円に変更となります。

（４）納期

5 月、7 月、12 月、2 月の 4 回で納めてください。

ただし、過年度において申告すべきであった資産について、さかのぼって課税となった場合の納期は、納税が通知された直近の納期 1 回になります。

５　非課税及び課税標準の特例等

（１）非課税となる資産

地方税法第 348 条に定める資産については、非課税となります。該当する資産があると思われる場合は、お問い合わせください。

例）国・県・市に無償貸与している公用または公共用の資産、宗教法人の宗教施設等

（２）課税標準の特例が適用される資産

一定の要件を満たす償却資産は、公共料金の抑制、企業体質の改善、公害対策の充実等の様々な見地から地方税法第 349 条の 3、同法附則第 15 条の規定の適用を受け、課税標準の特例が認められます。適用にあたっては、申告時に確認書類の添付が必要です（16～17 ページ参照）ので、該当する資産があると思われる場合は、お問い合わせください。

例）内航船舶　（特例率 1/2）

　　中小事業者等が取得した先端設備等　（詳細については 17 ページをご参照ください）

（３）減免

天災などによる被害を受けた場合など、長崎市税条例等で定める要件を備えた償却資産は、所有されている方の申請により固定資産税が減免される場合があります。詳しくはお問い合わせください。

６　実地調査協力のお願い

地方税法第 353 条及び第 408 条の規定に基づき、順次、申告内容の確認調査を実施しています。必要な帳簿類や参考書類の提出を求めたり、資産にかかる調査を行ったりしますので、その際は、ご協力をお願いいたします。

また、調査に伴って修正申告をお願いすることがありますが、その場合は、**資産の取得年次に応じて、現年度だけでなく過年度（最大 5 年間）についても、価額や税額の変更をすることになります**ので、あらかじめご了承ください。

なお、正当な理由なく実地調査を拒否されますと、地方税法第 354 条の規定により罰金などを科せられることがあります。

7　申告書等の記載方法

(1) 償却資産申告書

受付印

令和 9年 1月12日

長 崎 市 長　様

令和 9 年度

償却資産申告書(償却資産課税台

所有者

(ふりがな)
① 住 所
(又は納税通知書送付先)

ながさきしうおのまち
長崎市魚の町４－１

(電話　829−OO△△　)

(ふりがな)
② 氏 名
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

かぶしきがいしゃ　ながさきけんせつ
株式会社　長崎建設
だいひょうとりしまりやくしゃちょう　ながさきたろう
代表取締役社長　長崎太郎

(屋号　　)

③ 個人番号又は法人番号	
④事業種目（資本等の金額）	土 (
⑤事業開始年月	昭和４５
⑥この申告に応答する者の係及び氏名	経理 (電話 829
⑦ 税理士等の氏名	甲 (電話 829

	資産の種類	取得価額 ⑲前年前に取得したもの (イ)	⑳前年中に減少したもの (ロ)	㉑前年中に取得したもの (ハ)	㉒計 ((イ)−(ロ)+(ハ)) (ニ)
1	構築物	6,090,000		1,500,000	7,590,000
2	機械及び装置	3,000,000	600,000	950,000	3,350,000
3	船舶				
4	航空機				
5	車両及び運搬具				
6	工具、器具及び備品	1,430,000	465,200	130,000	1,094,800
7	合計	10,520,000	1,065,200	2,580,000	12,034,800

	資産の種類	評価額 (ホ)	決定価格 (ヘ)	課税標準額 (ト)
1	構築物			
2	機械及び装置			
3	船舶			
4	航空機			
5	車両及び運搬具			
6	工具、器具及び備品			
7	合計			

⑲ 前年前に取得したもの

前年前に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。
(申告もれがある場合は合算してください)

⑳ 前年中に減少したもの

前年中（令和8年1月2日から令和9年1月1日）に減少した資産の種類ごとに取得価額を記載してください。

㉑ 前年中に取得したもの

前年中（令和8年1月2日から令和9年1月1日)に取得した資産の種類ごとに取得価額を記載してください。

㉒取得価額の計

⑲から ㉑ の計を記載してください。

◎ 網掛けした欄は記載しないでください。

申告区分	□当初申告　・　□修正申告
処理方式	□一般処理　・　□電算処理

長崎市提出用

第二十六号様式

帳）

所有者コード

木工事業

500 百万円）

年 2月（ 1月決算）

係 長崎花子

－○○△△ ）

野 乙郎

－△△□□ ）

⑧短縮耐用年数の承認	有 ・ 無
⑨増加償却の届出	有 ・ 無
⑩非課税該当資産	有 ・ 無
⑪課税標準の特例	有 ・ 無
⑫特別償却又は圧縮記帳	有 ・ 無
⑬税務会計上の償却方法	定率法 ・ 定額法
⑭青色申告	有 ・ 無

⑮長崎市内における事業所等資産の所在地	①**長崎市魚の町４－１** ②**長崎市柳田町４５－３** ③
⑯借用資産（有 ・ 無）	**長崎市布巻町１１１－１** **○○リース㈱** tel.８２９－□□○○
⑰事業所用家屋の所有区分	①自己所有 ・ ②借家（所有者名及び住所 **償却次郎** **長崎市魚の町4-2**）

⑱備考（添付書類等）
資産の増減等（該当する番号に○印をつけてください。）

1 増加減少資産あり（別紙種類別明細書を作成してください。）
2 昨年の申告資産に増減なし
3 該当する資産なし
4 廃業・解散・転出等（　　年　　月　　日）
　売却先名称
　住所・電話
5 その他（具体的に記入してください。）

①住所

住民登録等の住所、電話番号を記載してください。個人の方で書類を営業所あて送付した方がよい場合は営業所の住所を記載してください。

②氏名

法人にあっては、法人名及び代表者名を記載してください。

③個人（法人）番号

個人事業主は個人番号、法人は法人番号を記載してください。

④事業種目

事業の種目を具体的に記載してください。また、法人は、資本金を記載してください。

⑤事業開始年月

事業開始年月（法人設立年月）を記載してください。

⑥応答者

申告の内容について直接応答される方を記載してください。

⑦税理士等

経理を委託している税理士等の氏名及び電話番号を記載してください。

⑧～⑭

該当するものを○で囲んでください。
⑧で「有」と記載の方は、「耐用年数短縮承認通知書」の写しを添付してください。
⑨で「有」と記載の方は、「増加償却届出書」の写しを添付してください。
⑩で「有」と記載の方は、非課税に該当する資産の価額等は申告しないでください。
⑪で「有」と記載の方は、地方税法の条文でどれに該当するか、⑱5に記載してください。
⑫⑬⑭の取扱いは地方税法では適用になりませんが、確認のため記載してください。

⑮事業所等資産の所在

２以上の所在地がある場合には、それぞれの所在地名を記入し、その主たる所在地の番号を○で囲んでください。

⑯借用資産

該当するものを○で囲んでください。「有」の場合は当該所有者名及び住所を記載してください。

⑰所有区分

借家の方は当該家屋の所有者名及び住所を記載してください。

⑱備考

該当するものを○で囲んでください。※前年度と資産の増減が無い場合は、「２」を○で囲んでください。
「４」に該当する方は、年月日を必ず記載してください。

(2) 明細書（増加資産・全資産用）

令和 9 年度

所有者コード	※

種類別明細書（増加資産・全資産用）

1.はじめて申告される方は、申告すべき全資産について記入してください。
2.前年度以前から申告されている方は、新たに取得した資産のみ記入してください。

行番号	①資産の種類	資産コード	②資産の名称等	③数量	④取得年月 年号	年	月	⑤取得価額 十億	百万	千	円	⑥耐用年数	⑦減価残存率	⑧価 十億	百万
01	1		第２駐車場アスファルト舗装	1	5	8	6		1	500	000	10	0.		
02	2		溶接機	1	4	26	6			950	000	12	0.		
03	6		中古パソコン	1	5	8	9			130	000	2	0.		
04	6		壁掛けエアコン	2	5	4	12			275	000	6	0.		
05													0.		
06													0.		
07													0.		
08													0.		
09													0.		
10													0.		
11													0.		
12													0.		
13													0.		
14													0.		
15													0.		
16													0.		
17													0.		
18													0.		
19													0.		
20													0.		
			小計												

注意 「増加事由」の欄は、1.新品取得 2.中古品取得 3.移動による受入れ 4.その他のいずれかに○印を付けてください。
取得年月の年号の欄は、昭和は「3」、平成は「4」、令和は「5」と記入してください。

⑦減価残存率～⑩課税標準額

記載の必要はありません。

⑪増加事由

該当する番号を○で囲んでください。
1 新品取得、2 中古品取得、
3 移動による受入れ、4 その他

⑬住所及び所有者名

申告書に記載した住所及び
所有者名を記載してください。

長崎市提出用

第二十六号様式別表一

⑬					
	住所	長崎市魚の町４－１			1 枚のうち
	所有者名	株式会社　長崎建設			1 枚　目

額	⑨課税標準の特例 率	⑨課税標準の特例 コード	⑩課税標準額	⑪増加事由	⑫摘　要
千　円			十億　百万　千　円	①・2・3・4	
				1・2・③・4	令和8年8月 ○○市営業所より
				1・②・3・4	中古
				1・2・3・④	⑭申告もれ
				1・2・3・4	
				1・2・3・4	
				1・2・3・4	
				1・2・3・4	
				1・2・3・4	
				1・2・3・4	
				1・2・3・4	
				1・2・3・4	
				1・2・3・4	
				1・2・3・4	
				1・2・3・4	
				1・2・3・4	
				1・2・3・4	
				1・2・3・4	
				1・2・3・4	
				1・2・3・4	
				1・2・3・4	
				1・2・3・4	

①資産の種類

該当する番号を記載してください。
１　構築物、２　機械及び装置、３　船舶、
４　航空機、５　車両及び運搬具、
６　工具、器具及び備品

②資産の名称

漢字・ひらがな・カタカナ・数字・アルファベットで左寄せで記載してください。

③数量

資産の数量を記載してください。

④取得年月

取得した年月を記載してください。
年号は数字で記載してください。
昭和:3　平成:4　令和:5

⑤取得価額

資産を取得するために支出した金額、又は支出すべき金額(附帯費を含む)を記載してください。
圧縮記帳を行っている場合は圧縮前の取得価額を記載してください。

⑥耐用年数 ※必ず記載が必要です

資産に対応する耐用年数を記載してください。
（税務署に申告するときに用いている耐用年数を記載してください）
なお、中古資産について、見積耐用年数によっている場合はその耐用年数を、また、国税局長の承認を得て短縮耐用年数によっている場合はその耐用年数を記載してください。

⑫摘要

当該資産について次のような事項を記載してください。
・課税標準の特例の適用がある資産について、その旨の表示と適用条項（例：349の３②）
・他の市区町村から移動して受け入れた資産について、その旨の表示と移動年月（例：令和8年8月○○市営業所より）
・割賦販売資産等、地方税法第342条第3項の規定の適用がある資産については、その旨の表示と売主の名称等
・貸付資産（リース資産）については、貸付先の所在地、氏名又は名称
・短縮耐用年数を適用している資産については、その旨の表示
・中古資産の見積耐用年数を適用している資産については、その旨の表示

⑭申告もれ

申告もれがある場合は、前年取得資産と同様に記載してください。なお、摘要欄にその旨、記載してください。

（3）明細書（減少資産用）

令和 9 年度

種 類 別 明 細 書（減少資産用）

所有者コード	※
G	

行番号	①資産の種類	②抹消コード	③資産の名称等	④数量	⑤取得年月 年号	年	月	⑥取得価額 十億	百万	千	円	⑦耐用年数
01	2	15	発電機	1	4	24	9			600	000	13
02	6	19	エアコン	1	4	27	5			320	000	6
03	6	24	ファックス	1	4	28	6			145	200	5
04	6	26	パソコン	1	4	25	3			160	500	4
05												
06												
07												
08												
09												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
			小 計									

⑧申告年度

記載の必要はありません。

⑨減少の事由及び区分

該当するものを〇で囲んでください。

⑫申告もれ

申告もれがある場合は、前年減少資産と同様に記載してください。
なお、摘要欄にその旨、記載してください。

長崎市提出用

第二十六号様式別表二

⑪			
	住　　所	**長崎市魚の町4－1**	**1** 枚のうち
	所有者名	**株式会社　長崎建設**	**1** 枚　目

⑧申告年度	⑨減少の事由及び区分 1売却　2滅失 3移動　4その他	1全部 2一部	⑩摘　　要
	①・2・3・4	①・2	**令和8年6月（有）〇〇建設へ売却**
	1・②・3・4	1・②	**当初取得価額960,000円（数量3）のうち320,000円（数量1）減少**
	1・2・③・4	①・2	**令和8年11月〇〇市営業所へ**
	1・2・3・④	①・2	**⑫令和7年5月廃棄（申告もれ）**
	1・2・3・4	1・2	
	1・2・3・4	1・2	
	1・2・3・4	1・2	
	1・2・3・4	1・2	
	1・2・3・4	1・2	
	1・2・3・4	1・2	
	1・2・3・4	1・2	
	1・2・3・4	1・2	
	1・2・3・4	1・2	
	1・2・3・4	1・2	
	1・2・3・4	1・2	
	1・2・3・4	1・2	
	1・2・3・4	1・2	
	1・2・3・4	1・2	
	1・2・3・4	1・2	
	1・2・3・4	1・2	

⑩摘要

当該資産について次のような事項を記載してください。
- 「１売却」にあってはその売却先の名称等
- 「２滅失」にあってはその滅失の理由等
- 「３移動」にあってはその受け入れ先の所在地等
- 「４その他」にあってはその減少の事由等
- 減少の区分が「２一部」に該当する場合

（例）当初取得価額96万円（数量3）のうち32万円（数量1）分減少

①資産の種類～②抹消コード

種類別明細書の「種類」及び「資産コード」に印字されているコードを記載してください。

③資産の名称等

該当資産の名称等を記載してください。

④数量

資産の数量を記載してください。

⑤取得年月

取得した年月を記載してください。
年号は数字で記載してください。
昭和：３　平成：４　令和：５

⑥取得価額

減少した資産の取得価額を記載してください。
なお、資産の一部が減少した場合は、減少した部分に対応する取得価額を記載してください。

⑦耐用年数

種類別明細書に印字されている耐用年数を記載してください。

⑪住所及び所有者

申告書に記載した住所及び所有者名を記載してください。

8　その他

課税標準の特例を受ける償却資産

地方税法又は地方税法附則に規定する一定の要件に該当する償却資産については、課税標準の特例が適用され、税額が軽減されます。このような資産を取得した方で、特例措置の適用を受ける方は、必ず申告時に必要書類を添付のうえ「固定資産税（償却資産）の課税標準の特例に係る届出書」をご提出ください。

※届出書の様式は長崎市のホームページからダウンロードが可能です。

課税標準の特例を受ける償却資産（一部抜粋　令和 8 年 8 月 1 日現在）

根拠法令		適用対象資産	特例率	添付書類
条	項			
地方税法第349条の3	2 項	ガス事業用資産 (特別一般ガス導管事業者を除く)	最初の 5 年間　3 分の 1 次の 5 年間　3 分の 2	ガス事業法に基づく許可の写し
	5 項	内航船舶 ※遊覧船、遊漁船、モーターボート等は対象外	2 分の1	不　要
	27 項 28 項 29 項	家庭的保育事業・居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業（定員 5 人以下）の用に供するもの	3 分の 2	認可証の写し
地方税法附則第15条	2 項 1 号	暫定排水基準が適用されている事業者が新たに取得する油水分離装置、沈殿又は浮上装置等の汚水又は廃液の処理施設	3 分の 2 （R4.4.1～R10.3.31 取得のもの）	指定施設設置届出書の写し等
	13 項	都市再生緊急整備地域内の都市開発事業により取得した公共施設等	最初の 5 年間　2 分の 1 （R2.4.1～R11.3.31 取得のもの）	民間都市再生事業計画認定書の写し等
	22 項 1 号	指定避難施設に附属する避難の用に供する償却資産	最初の 5 年間　6 分の 5 （H30.4.1～R9.3.31 取得のもの）	管理協定の写し
	22 項 2 号	協定避難施設に附属する避難の用に供する償却資産	最初の 5 年間　3 分の 2 （H30.4.1～R9.3.31 取得のもの）	
	24 項 1 号	太陽光発電設備（ペロブスカイト太陽電池） ※グリーンイノベーション基金の採択事業者の生産品に限る	最初の 3 年間　3 分の 1 （R8.4.1～R11.3.31 取得のもの）	再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書等
	旧 25 項 1 号 旧 25 項 3 号	太陽光発電設備（自家消費型発電設備）	出力 1,000kw未満 最初の 3 年間　2 分の 1 出力 1,000kw以上 最初の 3 年間 12 分の 7 （H30.4.1～R8.3.31 取得のもの）	

根拠法令		適用対象資産	特例率	添付書類
条	項			
地方税法附則第15条	旧25項3号 旧25項1号	風力発電設備	出力 20kw未満 最初の 3 年間 12 分の 7 出力 20kw以上 最初の 3 年間 2 分の 1 （H30.4.1～R8.3.31 取得のもの）	経済産業大臣の認定に係る証明の写し等
	24項1号 24項4号	水力発電設備	出力 5,000kw未満 最初の 3 年間 3 分の 1 出力 5,000kw以上 最初の 3 年間 12 分の 7 （R2.4.1～R11.3.31 取得のもの）	
	24項3号 24項1号	地熱発電設備	出力 1,000kw未満 最初の 3 年間 2 分の 1 出力 1,000kw以上 最初の 3 年間 3 分の 1 （H30.4.1～R11.3.31 取得のもの）	
	24項1号 旧25項1号 旧25項2号	バイオマス発電設備	出力 10,000kw未満 最初の 3 年間 3 分の 1 （H30.4.1～R11.3.31 取得のもの） 出力 10,000kw以上 20,000kw 未満 特定バイオマス発電設備以外 最初の 3 年間 2 分の 1 （H30.4.1～R8.3.31 取得のもの） 特定バイオマス発電設備 最初の 3 年間 14 分の 11 （R6.4.1～R8.3.31 取得のもの）	
	27項	浸水防止用設備	最初の 5 年間 3 分の 2 （R8.4.1～R11.3.31 取得のもの）	浸水防止用設備の設置場所がわかる書類等
	42項	先端設備等 ・機械及び装置 ・工具、器具及び備品 ・建物附属設備	賃上げ表明 1.5%以上の場合 最初の 3 年間 2 分の 1 （R7.4.1～R9.3.31 取得のもの） 賃上げ表明 3%以上の場合 最初の 5 年間 4 分の 1 （R7.4.1～R9.3.31 取得のもの）	・認定設備等導入計画に係る申請書及び認定書の写し ・認定経営革新等支援機関が発行する投資計画に関する確認書 ・基準への適合状況に関する書類 （認定経営革新等支援機関に提出したものの写し） ※賃上げ方針表明による特例率の適用を希望する場合 ・従業員への賃上げ方針の表明を証する書面

※特例を受けた資産は、種類別明細書に特例率が表示されます。（企業電算方式で申告の場合を除く）

※前年度までに特例の適用を受けた資産は、再度の特例に係る届出の必要はありません。

※「特例率」欄内に記載の期間より前に取得した資産についても、特例の適用を受けられる場合がありますので、該当すると思われる資産をお持ちの方はご相談ください。

申告は１月２０日（水）までに

申告期限は２月１日（月）ですが、
上記期限までの申告にご協力をお願いいたします。

申告に関するお問合せ先：資産税課 償却資産係
☎ 095-829-1131（資産税課直通）

提出前に次の確認をお願いします

☐申告書の「住所」「氏名」欄は、記入されていますか？

☐申告書の「この申告に応答する者の係及び氏名」「税理士等の氏名」欄は、記入されていますか？

☐資産の増減がある場合、種類別明細書（増加資産・全資産用又は減少資産用）は、申告書と一緒に同封されていますか？

☐**資産の増減が無い場合**、申告書の「１８　備考」欄の**「２　昨年の申告資産に増減なし」**を〇で囲んでいますか？

☐種類別明細書（増加資産・全資産用）の「耐用年数」「増加事由」は、記入されていますか？

☐種類別明細書（減少資産用）の「減少の事由及び区分」欄を、〇で囲んでいますか？

〒850-8685
長崎市魚の町４番１号

長崎市資産税課
償却資産係　行

左のラベルを切り取り、申告書送付の際、封筒に貼り付けてご利用ください。

※郵送料は申告者にてご負担ください。